

経済産業省委託事業

ミャンマー
下位法令調査

2015年7月

日本貿易振興機構

バンコク事務所 知的財産部

協力

TMI Associates(Singapore)LLP

調査報告書

～ミャンマーにおける知的財産にかかる法令等の調査～

第 1 章 はじめに

本報告書は、独立行政法人日本貿易振興機構バンコク事務所（以下「機構」という。）の委託を受けて、弊事務所が行ったミャンマーにおける知的財産にかかる法令等の調査（以下「本調査」という。）の結果を報告するものである。

本調査では、ミャンマーにおける知的財産にかかる一般法及び特別法並びにこれらの法律に関連する下位法令、通達、決定、審査基準、審査便覧、ガイドライン等の有無を調査し、それらの概要及び位置付けをまとめている。

なお、本報告書は、一般的な情報の調査結果を報告する目的で作成されたものであり、専門家としての法的助言は含まれていない点に留意されたい。

第 2 章 調査結果

ミャンマー連邦共和国

1. 当該国の法令制度の構造紹介

ミャンマーの法令制度としては、憲法、条約、法律、施行細則、通知、省令、指針等が存在する。

2. 関係法令等の説明

(1) 憲法 (“Constitution of the Republic of the Union of Myanmar (2008)”)

憲法は、2008 年 5 月 29 日に成立した。政府が国民に私的発明権及び特許権等の権利を認め、それらの権利を保証する旨明記されている（憲法第 37 条(c)、第 372 条）。

(2) 刑法 (“The Penal Code”)

(a) 定義及び概要

刑法は、1861 年 5 月 1 日に成立し、1946 年、1948 年、1950 年、1951 年、1953 年、1954 年、1957 年、1960 年及び 1963 年に一部改正された。本法は、「商標」を定義しており、「特定の者の製品又は商品であることを示すため使用する標章を商標という」旨規定している（刑法第 478 条）。その上で、以下に記述する商標の不正使用等一定の場合には刑罰を科す旨規定し、それにより一定の商標侵害に対処している。

(b) 処罰対象となる行為

① 商標の不正使用

自己以外の者の製品又は商品であることを合理的方法により信じさせるために、物品、包装、容器等に商標を付すことは、商標の不正使用とされる（刑法第 480 条）。商標を不正使用した者は、1 年以下の禁錮、罰金又はその両方が科せられる（刑法第 482 条）。

② 商標の模倣

自己以外の者の商標を模倣する行為は、2 年以下の禁錮、罰金又はその両方が科せられる（刑法第 483 条）。

③ その他

商標を侵害する目的で、金型、金属板、その他の道具を作成又は所持する行為は、2 年以下の禁錮、罰金又はその両方が（刑法第 485 条）、侵害商標を付した物品等又はそれらの包装や容器の販売、展示又は製造等を目的とした所持は、一定の場合を除き、3 年以下の禁錮、罰金又は

その両方が科せられる（刑法第 486 条）。

(3) 登記法（"The Registration Act"）

(a) 商標の登記手続

登記法は、1908 年 12 月 18 日に成立し、1961 年 10 月 2 日に一部改正された。本法は、基本的には不動産等の登記を予定した法律であるが、附随的に商標の登記も認められる（登記法第 18 条(f)及び登記指令 13（"Direction 13 of the Registration Act"））。

登記法に基づく商標の登記においては、先使用の原則が採用されており、ミャンマー国内外における最初の使用者が優先して登記する権利を有する。この使用にはミャンマー国内のみならず、海外における使用も含まれるとのことであり、ミャンマー国内で使用していない商標の登記も可能である。商標の登記は、必要書類及び情報を、農業灌漑省土地記録局管轄の証書登記事務所（"Office of Registrar of Deeds and Assurances"）に提出して行う。具体的な流れは以下のとおりである。

出願様式及び署名済みの委任状並びに認証済みの所有権宣言書
を証書登記事務所に提出



登記手続の完了（出願書類を提出して約 4～6 週間後に完了）
※ 登記手続完了後、公印が押印され、出願日、登記日及び登記番号が付与された出願書類を証書登記事務所において受領する。これらが登記の証明書の役割を果たす。



新聞への警告通知の掲載
※ 登記手続完了後、法律上は何ら規定されていないものの、実務上は新聞に警告通知を掲載することが一般的である。

所有権宣言書の提出は、法律上の根拠に基づくものではないものの、実務上、登記申請者がその商標について、唯一の独占的所有権者である旨を記載しなければならないとされており、この場合において、虚偽の所有権宣言書を提出した場合には、刑法によって 3 年以下の懲役、罰金又はその両方が科せられる（刑法第 193 条）。したがって、所有権宣言書の提出により登記済

商標と同一又は同種の区分（商品ないしサービスの種類。以下同じ。）で、かつ、同一又は類似の商標の登記が行われないよう一定の担保を図っているといえる。

また、警告通知の掲載の有無は登記の有効性には何ら影響しないものの、公衆に対する商標の周知の役割を有し、警告通知を行った事実自体も当該商標の所有権を立証する際の証拠の一つとなる。警告通知の内容としては、冒頭に「TRADE MARK CAUTION」と記載した上で、警告を行う会社の商号、住所、商標、区分、商品又はサービス等を記載する。なお、実務上は現地紙への警告通知の掲載を3年毎に行うのが一般的である。

(b) 商標の登記要件

ミャンマーでは、商標は、以下の不許可事由がない限り、登記されることとなっている（登記指令13）。また、実務上、登記済商標と同一又は同種の区分で、かつ、同一又は類似の商標の登記は認められないとされている。

- ① 商標が道徳又は法律上の理由で好ましくないおそれがある場合又はミャンマー国民の特定の層の宗教的感情に害を及ぼすおそれがある場合
- ② 詐欺的又は不明確なもの
- ③ 紙幣の偽造に該当するもの
- ④ アウンサン将軍の肖像
- ⑤ 道徳又は公序良俗に反する標章
- ⑥ 実態のない商標
- ⑦ 中傷的な商標

(4) ミャンマー商品標章法（"The Myanmar Merchandise Marks Act, 1889"）

ミャンマー商品標章法は1889年1月1日に成立し、2013年10月22日に一部改正された。商標の定義について刑法第478条の定義を引用している（ミャンマー商品標章法第2条(1)）。刑法に基づいて商標の不正使用等を理由として処罰される場合、裁判所はミャンマー商品標章法に従って商標に関する違法品を没収できる（ミャンマー商品標章法第9条）。

(5) 海運関税法（"Sea Customs Act"）

海運関税法は1878年4月1日に成立し、1956年3月9日及び1959年9月21日に一部改正された。本法は、陸路又は海路による商標侵害の物品の輸入を禁止している（海運関税法第18条(d)）。

(6) 特定救済法（"The Specific Relief Act"）

特定救済法は、1877年に成立し、1954年に一部改正された。本法は、所有権

に基づく返還請求、契約の履行請求、契約の変更請求等について規定している法律であるが、商標について権利を有する者や当該商標が付された商品を適法に販売する権利を有する者等は、裁判所による権利の確認宣言（特定救済法第 42 条）を求めて、同法に基づき、当該権利の侵害者又は侵害の意図のある者に対して訴訟を提起することができる。また、裁判所は、金銭的補償によっては侵害の回復ができないおそれがある場合などには、終局的差止め命令（"perpetual injunction"）を発令することができる（特定救済法第 54 条 具体例(w)）。

(7) ミャンマー特許及び意匠（緊急規定）法（"Myanmar Patents and Designs (Emergency Provisions) Act"）

ミャンマー特許及び意匠（緊急規定）法は 1946 年に成立した。本法は、廃止されていないものの、何ら機能しておらず、事実上死文化している。

(8) 科学技術開発法（"The Science and Technology Development Law"）

科学技術開発法は 1994 年 6 月 7 日に成立した。本法は、技術移転契約に関して規定しており、「技術」とは、生産過程に有益であり、かつ、技術とノウハウを組み合わせた専門知識及びサービスを意味する（科学技術開発法第 2 条(b)）。

技術移転契約は、所定の方法により登記しなければならず、登記をしない場合は同契約に基づき訴訟を提起できない（科学技術開発法第 15 条）。もともと、同条は、発明特許又は登記された意匠の移転には適用されない（科学技術開発法第 16 条）。技術移転契約の登記方法に関して、技術の無償使用権の許可、有償での技術使用権の売却又は契約に基づく一定期間の使用許可による方法が規定されている（科学技術開発法第 10 条）。

(9) 著作権法（"The Copyright Act"）

著作権法は、1914 年 2 月 24 日に成立した。本法は、基本的に英国の 1911 年著作権法（以下「1911 年著作権法」という。）をベースにしている。

著作権の保護期間は、原則として、作者の生存中及び作者の死後 50 年間である。但し、公表された作品の作者の死後 25 年を経過した後は、書面による意思表示及び権利者へ出版価格の 10%の使用料を支払うことにより販売を目的とした複製が認められる（1911 年著作権法第 3 条）。

著作権を侵害された場合、救済方法として、差止め、損害賠償請求等が認められる（1911 年著作権法第 6 条(1)）。

(10) コンピュータ科学開発法（"The Computer Science Development Law"）

コンピュータ科学開発法は 1996 年 9 月 10 日に成立した。本法は、海賊版ソフ

トウェアや情報の輸入または輸出を行った場合、5年以上10年以下の禁錮、罰金又はその両方が科せられる旨規定している（コンピュータ科学開発法第36条、第7条(g)）。

コンピュータ科学開発法第28条乃至第30条及び第42条(c)に基づき、2002年通知3号（"The Ministry of Communications, Posts and Telegraphs Notification No. 3/2002" 以下「広域ネットワーク通知」という。）が2002年7月10日に発布されている。同通知は、コンピュータ・ネットワークを用いた広域ネットワークの構築、かかるネットワークの構築による情報技術及びサービスの利用を監督するために、発布されたものである。

(11) テレビ及びビデオ法（"Television and Video Law"）

テレビ及びビデオ法は1996年6月29日に成立した。本法は、本法において設置する機関の認証やライセンスなしにビデオテープの複製や販売を行った場合には、3年以下の禁固、10万チャット以下の罰金又はその両方が科せられる旨規定している（テレビ及びビデオ法第32条、第33条）。

(12) 映画法（"The Motion Picture Law"）

映画法は1996年8月20日に成立した。本法は、映画の製作、編集、配給、輸入等についてライセンスを要求しており、ライセンスを取得せずに輸入等を行った場合には、1年以下の禁固、10万チャット以下の罰金又はその両方が科せられる旨規定している（映画法第4条、第33条）。

(13) 資金洗浄禁止法（"Anti-Money Laundering Law"）

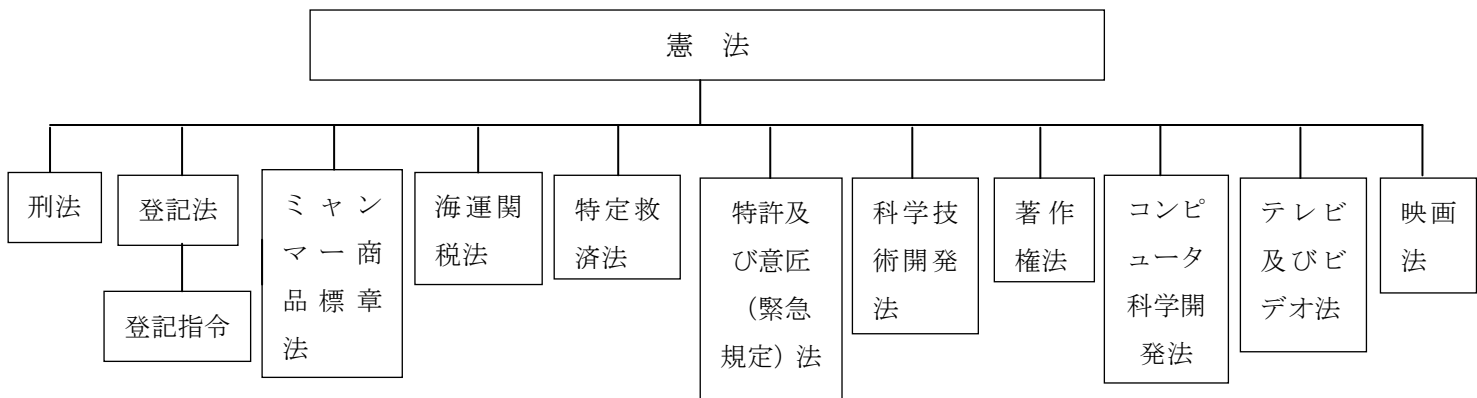
資金洗浄禁止法は2014年3月14日に成立した。本法は、知的財産権の侵害行為によって金銭を取得し、当該金銭を変換、移転、隠匿、消滅、隠蔽した者に対して、10年以下の禁固又は罰金が科せられる旨規定している（資金洗浄禁止法第5条、第43条）。

3. 関係法令等の一覧表

法令の種類	法令名	関連条文	注記
憲法	憲法	第37条(c)、第372条	
法律	刑法	第479条乃至第486条	
	登記法	第18条(f)	
	ミャンマー商品標章法	第2条(1)、第9条	
	海運関税法	第18条(d)	
	特定救済法	第42条、第54条	

	特許及び意匠 (緊急規定) 法	(全て)	事実上死文化
	科学技術開発法	第 2 条(b)、第 15 条、 第 16 条	
	著作権法	(全て)	
	コンピュータ科学 開発法	第 7 条(g)、第 36 条	
	テレビ及びビデオ法	第 32 条、第 33 条	
	映画法	第 4 条、第 33 条	
	資金洗浄禁止法	第 5 条、第 43 条	
省 令	登記指令	(全て)	登記法を受けた省令

4. 関係法令等のチャート



5. 判例法について

主な知財に関する判例は以下のとおりである¹。なお、ミャンマーにおいてはわずかな判例が Year Book において公表される以外には原則として非公開であり、判例の入手が難しいといえる。

(1) Tajmahal Stationary & K.E. Mohamed Ebrahin (1949 BLR (HC) p.41)

ミャンマーには商標登記制度や商標に関する法律上の権原は存在しないため、商標所有権に関する紛争当事者の権利は、コモンローに従って決定される旨の判断を示した判例。

¹ U Thein Aung 「ミャンマーにおける知財制度および模倣品対策について」 2013 年 2 月 15 日 「ミャンマーにおける模倣品対策」 セミナー資料

(2) **Gaw Shan Soot & E.C.Madha Bros (1952 BLR (HC) p.136)**

模造品を構成するために、あらゆる細部にわたって2つの標章が類似している必要はないが、2つの標章の間に、特定の場合の事情において、当該の物品の通常の又は主たる対象者層を欺くことを意図していると看做される可能性があるような類似性が存在する場合、法的には模造品を構成し得る旨の判断を示した判例。

(3) **John Walker & Sons Ltd vs U Than Shwe (1968 BLR p.73)**

特定の商品に関する商標権所有者は、他者による全く異なる性質の物品に対する当該商標の使用を禁止又は防止する権利を有さない旨の判断を示した判例。

以 上

経済産業省委託

ミャンマー下位法令調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates(Singapore)LLP

2015 年 7 月発行 禁無断転載

本冊子は、2014 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。